

協議第 5 1 号

各種事務事業（上下水道事業 その 2 ）の取扱いについて

各種事務事業（上下水道事業 その 2 ）の取扱いについて、別紙のとおり提出する。

平成 1 6 年 2 月 2 7 日 提出

海部西部 4 町村合併協議会
会 長 井 桁 諭

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2
調整の方針			

公共下水道事業の取扱い

佐屋町	
策定年月日	平成12年3月
計画目標年次	平成27年度
(汚水)	
処理面積	465.6ha
処理人口	25,410人
日最大汚水量	13,900m ³
事業費	18,156百万円
(雨水)	
排水面積	465.6ha
降雨強度	5年確率(56mm/hr)
事業費	55,030百万円

策定期期
新市における事務事業を円滑に進めることを目的として合併後、新市において策定する。

策定主体 新市
佐屋町・佐織町の両町の既存の基本計画に基づいて関係法令との調整を取り、新市において策定する。

新市	
策定年月日	合併後速やかに策定
計画目標年次	平成27年度
(汚水)	
処理面積	855.6ha
処理人口	48,680人
日最大汚水量	27,400m ³
事業費	32,520百万円
(雨水)	
排水面積	855.6ha
降雨強度	5年確率(56mm/hr)
事業費	58,930百万円

佐織町	
策定年月日	平成11年3月
計画目標年次	平成27年度
(汚水)	
処理面積	390.0ha
処理人口	23,270人
日最大汚水量	13,500m ³
事業費	14,364百万円
(雨水)	
排水面積	390.0ha
降雨強度	5年確率(50mm/hr)
事業費	3,900百万円

下水道法 第2条の2
都道府県は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める用に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに下水道の整備に関する総合的な基本計画を定めなければならない。

目的
周辺環境の改善、公共用水域の汚濁防止、浸水の防除

都市計画法 市街化区域
下水道法 調整区域

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2																																																														
調整の方針																																																																	
項目	現 行			具体的な調整内容																																																													
	佐 屋 町	立 田 村	八 開 村																																																														
施設の管理運営	<p>佐屋町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第6条 町長は、排水施設の目的を効果的に運営するために、第3条第2項に定める区域に設置される組合にその管理を委託することができる。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p>	<p>立田村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(管理委託)</p> <p>第16条 村長は、排水施設を効果的に運営するため、別表第1に掲げる処理区域ごとに設置される団体にその管理を委託することができる。</p> <p>別報第1(第3条関係)</p>	<p>八開村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第17条 村長は、施設の目的を効果的に運営するためその管理の全部又は一部を管理組合等に委託することができる。</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <p>施設の名称、位置及び区域</p>	<p>佐織町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例</p> <p>(管理委託)</p> <p>第6条 町長は、コミュニティ・プラントの管理に関する業務を法第244条の2第3項に規定する団体に委託することができるものとする。</p> <p>別表第1(第2条関係)</p>																																																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> <th>排水処理場の名称及び位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西保排水処理施設</td> <td>佐屋町大字西保(集落排水指定地域)</td> <td>西保クンセンター 佐屋町大字西保字大之内31番地</td> </tr> <tr> <td>本部田・東條排水処理施設</td> <td>佐屋町大字本部田・東條・大井(集落排水指定地域)</td> <td>本部田・東條クンセンター 佐屋町大字東條字平城12番地</td> </tr> <tr> <td>佐屋中央排水処理施設</td> <td>佐屋町大字稲葉・甘村井・金棒(集落排水及びコミュニティプラント整備指定地域)</td> <td>佐屋中央クンセンター 佐屋町大字金棒字承西73番地</td> </tr> <tr> <td>永和台排水処理施設</td> <td>佐屋町大字大井(コミュニティプラント整備指定地域)</td> <td>永和台クリーンセンター 佐屋町大字大井字前田面17番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設管理の現状 ・組合管理(料金徴収と施設管理)</p>	名称	処理区域	排水処理場の名称及び位置	西保排水処理施設	佐屋町大字西保(集落排水指定地域)	西保クンセンター 佐屋町大字西保字大之内31番地	本部田・東條排水処理施設	佐屋町大字本部田・東條・大井(集落排水指定地域)	本部田・東條クンセンター 佐屋町大字東條字平城12番地	佐屋中央排水処理施設	佐屋町大字稲葉・甘村井・金棒(集落排水及びコミュニティプラント整備指定地域)	佐屋中央クンセンター 佐屋町大字金棒字承西73番地	永和台排水処理施設	佐屋町大字大井(コミュニティプラント整備指定地域)	永和台クリーンセンター 佐屋町大字大井字前田面17番地	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西鶴戸地区排水施設</td> <td>大字葛木・大字戸倉・大字早尾の一部(西鶴戸地区集落排水指定区域)</td> <td>立田村大字戸倉字西鶴戸四一番地二</td> </tr> <tr> <td>福原地区排水施設</td> <td>大字福原新田・大字立田の一部(福原地区集落排水指定区域)</td> <td>立田村大字立田字福原一九四番地二</td> </tr> <tr> <td>山路地区排水施設</td> <td>大字山路・大字森川の一部(山路地区集落排水指定区域)</td> <td>立田村大字山路字中ノ割五四番地二</td> </tr> <tr> <td>小茂井地区排水施設</td> <td>大字後江・大字小茂井・大字三和の全部大字石田・大字山路の一部(小茂井地区集落排水指定区域)</td> <td>立田村大字小茂井字宮浦二二番地一</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設管理の現状 ・組合管理(料金徴収と施設管理)</p>	名称	処理区域	位置	西鶴戸地区排水施設	大字葛木・大字戸倉・大字早尾の一部(西鶴戸地区集落排水指定区域)	立田村大字戸倉字西鶴戸四一番地二	福原地区排水施設	大字福原新田・大字立田の一部(福原地区集落排水指定区域)	立田村大字立田字福原一九四番地二	山路地区排水施設	大字山路・大字森川の一部(山路地区集落排水指定区域)	立田村大字山路字中ノ割五四番地二	小茂井地区排水施設	大字後江・大字小茂井・大字三和の全部大字石田・大字山路の一部(小茂井地区集落排水指定区域)	立田村大字小茂井字宮浦二二番地一	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>処理区域</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴多須地区排水処理施設</td> <td>鶴多須</td> <td>八開村大字鶴多須字二本松111番地</td> </tr> <tr> <td>赤目地区排水処理施設</td> <td>赤目</td> <td>八開村大字赤目字横座43番地2</td> </tr> <tr> <td>東川地区排水処理施設</td> <td>上東川、下東川</td> <td>八開村大字上東川字新七前114番地4</td> </tr> <tr> <td>八開中部地区排水処理施設</td> <td>給父、江西、高畑、立石の一部</td> <td>八開村大字江西字寺南137番地</td> </tr> <tr> <td>二子地区排水処理施設</td> <td>小判山、上丸島、丸島、新田、定納</td> <td>八開村大字二子字定納38番地1</td> </tr> <tr> <td>八開北部地区排水処理施設</td> <td>川北、藤ヶ瀬</td> <td>八開村大字藤ヶ瀬地内</td> </tr> <tr> <td>八開南部地区排水処理施設</td> <td>元赤目、立石の一部下大牧、塩田</td> <td>八開村大字下大牧地内</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設管理の現状 ・村の管理(一部組合へ委託) ・納入通知書の配布 ・手続き関係</p>	名称	処理区域	位置	鶴多須地区排水処理施設	鶴多須	八開村大字鶴多須字二本松111番地	赤目地区排水処理施設	赤目	八開村大字赤目字横座43番地2	東川地区排水処理施設	上東川、下東川	八開村大字上東川字新七前114番地4	八開中部地区排水処理施設	給父、江西、高畑、立石の一部	八開村大字江西字寺南137番地	二子地区排水処理施設	小判山、上丸島、丸島、新田、定納	八開村大字二子字定納38番地1	八開北部地区排水処理施設	川北、藤ヶ瀬	八開村大字藤ヶ瀬地内	八開南部地区排水処理施設	元赤目、立石の一部下大牧、塩田	八開村大字下大牧地内	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東八幡団地コミュニティ・プラント</td> <td>佐織町大字勝幡字緑町170番地2</td> </tr> <tr> <td>西八幡団地コミュニティ・プラント</td> <td>佐織町大字小津字江新田61番地</td> </tr> <tr> <td>諸桑団地コミュニティ・プラント</td> <td>佐織町大字諸桑字東浦95番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設管理の現状 ・組合管理(料金徴収と施設管理)</p>	名称	位置	東八幡団地コミュニティ・プラント	佐織町大字勝幡字緑町170番地2	西八幡団地コミュニティ・プラント	佐織町大字小津字江新田61番地	諸桑団地コミュニティ・プラント
名称	処理区域	排水処理場の名称及び位置																																																															
西保排水処理施設	佐屋町大字西保(集落排水指定地域)	西保クンセンター 佐屋町大字西保字大之内31番地																																																															
本部田・東條排水処理施設	佐屋町大字本部田・東條・大井(集落排水指定地域)	本部田・東條クンセンター 佐屋町大字東條字平城12番地																																																															
佐屋中央排水処理施設	佐屋町大字稲葉・甘村井・金棒(集落排水及びコミュニティプラント整備指定地域)	佐屋中央クンセンター 佐屋町大字金棒字承西73番地																																																															
永和台排水処理施設	佐屋町大字大井(コミュニティプラント整備指定地域)	永和台クリーンセンター 佐屋町大字大井字前田面17番地																																																															
名称	処理区域	位置																																																															
西鶴戸地区排水施設	大字葛木・大字戸倉・大字早尾の一部(西鶴戸地区集落排水指定区域)	立田村大字戸倉字西鶴戸四一番地二																																																															
福原地区排水施設	大字福原新田・大字立田の一部(福原地区集落排水指定区域)	立田村大字立田字福原一九四番地二																																																															
山路地区排水施設	大字山路・大字森川の一部(山路地区集落排水指定区域)	立田村大字山路字中ノ割五四番地二																																																															
小茂井地区排水施設	大字後江・大字小茂井・大字三和の全部大字石田・大字山路の一部(小茂井地区集落排水指定区域)	立田村大字小茂井字宮浦二二番地一																																																															
名称	処理区域	位置																																																															
鶴多須地区排水処理施設	鶴多須	八開村大字鶴多須字二本松111番地																																																															
赤目地区排水処理施設	赤目	八開村大字赤目字横座43番地2																																																															
東川地区排水処理施設	上東川、下東川	八開村大字上東川字新七前114番地4																																																															
八開中部地区排水処理施設	給父、江西、高畑、立石の一部	八開村大字江西字寺南137番地																																																															
二子地区排水処理施設	小判山、上丸島、丸島、新田、定納	八開村大字二子字定納38番地1																																																															
八開北部地区排水処理施設	川北、藤ヶ瀬	八開村大字藤ヶ瀬地内																																																															
八開南部地区排水処理施設	元赤目、立石の一部下大牧、塩田	八開村大字下大牧地内																																																															
名称	位置																																																																
東八幡団地コミュニティ・プラント	佐織町大字勝幡字緑町170番地2																																																																
西八幡団地コミュニティ・プラント	佐織町大字小津字江新田61番地																																																																
諸桑団地コミュニティ・プラント	佐織町大字諸桑字東浦95番地1																																																																

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2	-1	
農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業の状況					
	佐屋町	立田村	八開村	佐織町	
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	西保クリーンセンター管理組合 西保クリーンセンター 平成8年10月1日 回分式活性汚泥方式 22, 300m 4, 740人 1, 280m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	山路地区排水施設管理組合 平成12年4月29日 回分式活性汚泥方式 11, 451m 1, 220人 (計画) 329m ³ /日 (日平均)	組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	排水処理施設管理組合 (鶴多須地区) 平成10年5月1日 嫌気性ろ床槽併用接触曝気法 10, 600m 990人 267m ³ /日 (日平均)
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	東八幡町内会 東八幡浄化センター 平成10年4月1日 接触曝気処理方式 960m 550人 154m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	福原地区排水施設管理組合 平成12年4月29日 沈殿分離槽前置型接触曝気方式 3, 863m 420人 (計画) 113m ³ /日 (日平均)	組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	排水処理施設管理組合 (赤目地区) 平成12年5月2日 嫌気性ろ床槽併用接触曝気法 7, 700m 670人 181m ³ /日 (日平均)
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	西八幡団地浄化センター管理組合 西八幡団地浄化センター 平成14年4月1日 回分式活性汚泥方式 726m 350人 98m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	佐屋中央クリーンセンター管理組合 佐屋中央クリーンセンター 平成14年4月1日 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 15, 400m 2, 220人 600m ³ /日 (日平均)	組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	排水処理施設管理組合 (東川地区) 平成13年4月25日 嫌気性ろ床槽併用接触曝気法 7, 400m 680人 184m ³ /日 (日平均)
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	諸桑団地自治会 諸桑団地浄化センター 平成15年4月1日 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 794m 300人 84m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	佐屋中央クリーンセンター管理組合 佐屋中央クリーンセンター 平成13年10月1日 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 15, 400m 2, 220人 600m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	排水処理施設管理組合 (八開中部地区) 平成14年4月27日 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 9, 700m 1, 000人 270m ³ /日 (日平均)
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	永和台クリーンセンター管理組合 永和台クリーンセンター 平成16年4月1日 (予定) 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 6, 072m 2, 770人 770m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	小茂井地区排水施設管理組合 平成16年4月 (予定) 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 12, 293m 1, 240人 (計画) 325m ³ /日 (日平均)	組織名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	排水処理施設管理組合 (二子地区) 平成15年5月16日 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 16, 500m 1, 610人 435m ³ /日 (日平均)
組織名称 施設名称 供用開始 処理方式 管渠延長 処理人口 処理水量	四会地区排水施設管理組合 平成17年4月 (予定) 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 8, 877m 880人 (計画) 238m ³ /日 (日平均)				

佐屋町	立田村	八開村	佐織町
	<p>組織名称 森川地区排水施設管理組合 供用開始 平成18年4月(予定) 処理方式 鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式 管渠延長 8,915m 処理人口 1,360人(計画) 処理水量 367m³/日(日平均)</p>	<p>組織名称 排水処理施設管理組合(二子地区) 供用開始 平成15年5月16日 処理方式 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 管渠延長 16,500m 処理人口 1,610人 処理水量 435m³/日(日平均)</p>	
	<p>組織名称 鵜戸東八反割地区排水施設管理組合 供用開始 平成18年4月(予定) 処理方式 鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式 管渠延長 4,980m 処理人口 1,210人(計画) 処理水量 327m³/日(日平均)</p>	<p>組織名称 排水処理施設管理組合(八開北部地区) 供用開始 平成17年4月(予定) 処理方式 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 管渠延長 9,500m 処理人口 780人 処理水量 211m³/日(日平均)</p>	
	<p>組織名称 早尾地区排水施設管理組合 供用開始 平成20年4月(予定) 処理方式 鉄溶液注入連続流入間欠曝気方式 管渠延長 処理人口 2,330人(計画) 処理水量 629m³/日(日平均)</p>	<p>名称 排水処理施設管理組合(八開南部地区) 供用開始 平成18年4月(予定) 処理方式 鉄溶液注入回分式活性汚泥方式 管渠延長 15,000m 処理人口 910人 処理水量 246m³/日(日平均)</p>	
	<p>組織名称 立田地区排水施設管理組合 供用開始 平成21年4月(予定) 管渠延長 処理人口 820人(計画) 処理水量 221m³/日(日平均)</p>		

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い			協議細目	22 上下水道事業 その2 ③
調整の方針					
項目	現 行				具体的な調整内容
	佐 屋 町	立 田 村	八 開 村	佐 織 町	
使用料	<p>西保クリーンセンター〈税込み〉</p> <p>(水道水)</p> <p>基本料金 0～10m³ 1,000円</p> <p>10m³超 100円/m³</p> <p>例) 使用量30m³(4人家族) 3,150円</p> <p>(井戸水)</p> <p>基本料金 1人 1,000円</p> <p>2人目～ @700円</p> <p>例) (4人家族) 3,250円</p> <hr/> <p>本部田・東條クリーンセンター</p> <p>(水道水)</p> <p>基本料金 0～10m³ 1,500円</p> <p>10m³超50m³ 170円/m³</p> <p>50m³超100m³ 200円/m³</p> <p>100m³超300m³ 230円/m³</p> <p>300m³超 270円/m³</p> <p>例) 使用量30m³(4人家族)5,140円</p> <p>(井戸水)</p> <p>基本料金 1人 1,500円</p> <p>2人目～ @1,100円</p> <p>例) (4人家族) 5,040円</p>	<p>山路・西鶺戸地区 〈税込み〉</p> <p>(一般用)</p> <p>基本料金 1世帯 2,000円</p> <p>1人 550円</p> <p>(一般営業用)</p> <p>基本料金 1世帯 2,000円</p> <p>1人 550円</p> <p>(業務用)</p> <p>基本料金 1事業所 4,000円</p> <p>1人 550円</p> <p>例) (4人家族) 4,200円</p> <hr/> <p>福原地区</p> <p>(一般用)</p> <p>基本料金 1世帯 2,400円</p> <p>1人 650円</p> <p>(一般営業用)</p> <p>基本料金 1世帯 2,400円</p> <p>1人 650円</p> <p>(業務用)</p> <p>基本料金 1事業所 4,800円</p> <p>1人 650円</p> <p>例) (4人家族) 5,000円</p>	<p>全地区 〈税込み〉</p> <p>(一般用)</p> <p>基本料金 1世帯 2,000円</p> <p>1人 600円</p> <p>(一般営業用)</p> <p>基本料金 1世帯 4,000円</p> <p>(人槽 1人) 600円</p> <p>(業務用)</p> <p>基本料金 1事業所 4,000円</p> <p>(人槽 1人) 600円</p> <p>例) (4人家族) 4,400円</p>	<p>東八幡浄化センター</p> <p>基本料金 1世帯 2,500円</p> <p>西八幡団地浄化センター</p> <p>基本料金 1世帯 6,250円</p> <p>諸桑団地浄化センター</p> <p>基本料金 1世帯 3,300円</p> <p>3人目 3,800円</p> <p>4人目以上 4,300円</p>	

項目	現 行				具体的な調整内容
	佐 屋 町	立 田 村	八 開 村	佐 織 町	
佐屋中央クリーンセンター (水道水) 基本料金 0～10m ³ 1,500円 10m ³ 超 50m ³ 150円/m ³ 50m ³ 超100m ³ 180円/m ³ 100m ³ 超300m ³ 210円/m ³ 300m ³ 超 250円/m ³ 例) 使用量30m³(4人家族) 4,720円 (井戸水) 基本料金 1人 1,500円 2人目～ @1,000円 例) 使用量30m³(4人家族) 4,720円	小茂井地区 (税込み) (一般用) 基本料金 1世帯 2,000円 1人 650円 (一般営業用) 基本料金 1世帯 2,000円 1人 650円 (業務用) 基本料金 1事業所 4,000円 1人 650円 例) (4人家族) 4,600円				
永和台クリーンセンター (水道水) 基本料金 0～10m ³ 1,000円 10m ³ 超 90円/m ³ 例) 使用量30m³(4人家族) 2,940円 (水道水・温泉水) 基本料金 0～10m ³ 1,000円 (水道) 10m ³ 超 90円/m ³ 基本料金 1人 400円 (温泉) 2人目～ @300円 例) 水道使用量18m³(4人家族) 3,170円 (井戸水) 基本料金 1人 1,000円 2人目～ @900円 例) 使用量30m³(4人家族) 3,880円					

海部西部4町村合併協議会の調整方針

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2 -2
------	----------------------	------	-------------------------

農業集落排水事業及びコミュニティプラント事業の使用料の状況(規程)

佐屋町	立田村	八開村	佐織町																																																																																																																
<p>佐屋町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例 (使用料) 第14条 使用者は、施設の維持管理に要する費用として、別表2に定めるところにより算定した使用料月額に百分の百五を乗じて得た金額を納めなければならない。 この場合において十円未満の端数が生じたときはその端数金額を切り捨てるものとする。 別表2 (第14条関係) (1) 西保クリーンセンター使用料金算定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="3">使用料金1カ月につき</th></tr> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> <tr> <td>水道水の場合</td> <td>1,000円 (10m³まで)</td> <td>10m³を超えるもの1m³当たり 100円</td> </tr> <tr> <td>井戸水100%の場合</td> <td>1,000円 (1人を含む)</td> <td>2人目から1人当たり @700円</td> </tr> </table> <p>(2) 本部田・東條クリーンセンター使用料金算定表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="3">使用料金1カ月につき</th></tr> <tr> <th>区分</th> <th>基本料</th> <th>超過料金</th> </tr> <tr> <td>水道水の場合</td> <td>1,500円 (10m³まで)</td> <td>10m³を超え50m³まで 1m³当たり170円 50m³を超え100m³まで 1m³当たり200円 100m³を超え300m³まで 1m³当たり230円 300m³を超えるもの 1m³当たり270円</td> </tr> <tr> <td>井戸水100%の場合</td> <td>1,500円 (1人を含む)</td> <td>2人目から1人当たり @1,100円</td> </tr> </table>	使用料金1カ月につき			区分	基本料金	超過料金	水道水の場合	1,000円 (10m ³ まで)	10m ³ を超えるもの1m ³ 当たり 100円	井戸水100%の場合	1,000円 (1人を含む)	2人目から1人当たり @700円	使用料金1カ月につき			区分	基本料	超過料金	水道水の場合	1,500円 (10m ³ まで)	10m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ 当たり170円 50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ 当たり200円 100m ³ を超え300m ³ まで 1m ³ 当たり230円 300m ³ を超えるもの 1m ³ 当たり270円	井戸水100%の場合	1,500円 (1人を含む)	2人目から1人当たり @1,100円	<p>立田村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (利用料及び維持管理分担金) 第12条 使用者は、排水施設の利用に要する費用として、利用料を納めなければならない。 3 利用料及び維持管理分担金は、別表第2に定めるところとする。 別表第2 (第12条関係) 山路地区排水施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4">区分</th></tr> <tr> <th colspan="2">利用料 (一使用月について)</th> <th colspan="2">人員割料</th> </tr> <tr> <th>基本料</th> <th>人員割料</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>一世帯当たり2,000円</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>一般営業用</td> <td>一世帯当たり2,000円</td> <td>換算処理人員1人当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>一事業所当たり4,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><th colspan="4">維持管理分担金 (一使用月について)</th></tr> <tr> <td colspan="2">一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)</td> <td colspan="2">2,000円</td> </tr> </table> <p>福原地区排水施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4">区分</th></tr> <tr> <th colspan="2">利用料 (一使用月について)</th> <th colspan="2">人員割料</th> </tr> <tr> <th>基本料</th> <th>人員割料</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>一世帯当たり2,700円</td> <td>世帯員1人当たり</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>一般営業用</td> <td>一世帯当たり2,700円</td> <td>換算処理人員1人当たり</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>一事業所当たり4,800円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><th colspan="4">維持管理分担金 (一使用月について)</th></tr> <tr> <td colspan="2">一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)</td> <td colspan="2">2,400円</td> </tr> </table>	区分				利用料 (一使用月について)		人員割料		基本料	人員割料			一般用	一世帯当たり2,000円	世帯員1人当たり	550円	一般営業用	一世帯当たり2,000円	換算処理人員1人当たり		業務用	一事業所当たり4,000円			維持管理分担金 (一使用月について)				一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)		2,000円		区分				利用料 (一使用月について)		人員割料		基本料	人員割料			一般用	一世帯当たり2,700円	世帯員1人当たり	650円	一般営業用	一世帯当たり2,700円	換算処理人員1人当たり		業務用	一事業所当たり4,800円			維持管理分担金 (一使用月について)				一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)		2,400円		<p>八開村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (使用料及び維持管理分担金の徴収) 第10条 使用者は、施設の維持管理及び使用に要する費用として、使用料を納めなければならない。 第11条 使用料は別表第2に定めるところにより算定した額とする。 2 維持管理分担金は、1ヶ月二千円とする。 別表第2 (第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4">区分</th></tr> <tr> <th colspan="2">使用料月額</th> <th colspan="2">適用</th> </tr> <tr> <th colspan="2">均等割</th> <th>人員割</th> <th>範囲</th> </tr> <tr> <td>一般用</td> <td>1世帯当り2,000円</td> <td>世帯員1人当り600円</td> <td>住宅</td> </tr> <tr> <td>一般営業用</td> <td>1世帯当り2,000円</td> <td>世帯員及び人槽算定1人当り600円</td> <td>一般用と業務用とに区分し難い建築物等</td> </tr> <tr> <td>業務用</td> <td>1事業所等当り2,000円</td> <td>人槽算定1人当り600円</td> <td>事業所、事務所、店舗、共同住宅等</td> </tr> </table> <p>備考 人槽算定とは、建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準に従って、算定した処理対象人員をいう。 世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月1日とする。ただし、途中加入者の場合は、加入時の世帯員とする。</p>	区分				使用料月額		適用		均等割		人員割	範囲	一般用	1世帯当り2,000円	世帯員1人当り600円	住宅	一般営業用	1世帯当り2,000円	世帯員及び人槽算定1人当り600円	一般用と業務用とに区分し難い建築物等	業務用	1事業所等当り2,000円	人槽算定1人当り600円	事業所、事務所、店舗、共同住宅等	<p>佐織町コミュニティ・プラントの設置及び管理に関する条例 (利用料金等) 第7条 管理受託者は、コミュニティ・プラントの利用者から利用料金を徴することができる。</p>
使用料金1カ月につき																																																																																																																			
区分	基本料金	超過料金																																																																																																																	
水道水の場合	1,000円 (10m ³ まで)	10m ³ を超えるもの1m ³ 当たり 100円																																																																																																																	
井戸水100%の場合	1,000円 (1人を含む)	2人目から1人当たり @700円																																																																																																																	
使用料金1カ月につき																																																																																																																			
区分	基本料	超過料金																																																																																																																	
水道水の場合	1,500円 (10m ³ まで)	10m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ 当たり170円 50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ 当たり200円 100m ³ を超え300m ³ まで 1m ³ 当たり230円 300m ³ を超えるもの 1m ³ 当たり270円																																																																																																																	
井戸水100%の場合	1,500円 (1人を含む)	2人目から1人当たり @1,100円																																																																																																																	
区分																																																																																																																			
利用料 (一使用月について)		人員割料																																																																																																																	
基本料	人員割料																																																																																																																		
一般用	一世帯当たり2,000円	世帯員1人当たり	550円																																																																																																																
一般営業用	一世帯当たり2,000円	換算処理人員1人当たり																																																																																																																	
業務用	一事業所当たり4,000円																																																																																																																		
維持管理分担金 (一使用月について)																																																																																																																			
一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)		2,000円																																																																																																																	
区分																																																																																																																			
利用料 (一使用月について)		人員割料																																																																																																																	
基本料	人員割料																																																																																																																		
一般用	一世帯当たり2,700円	世帯員1人当たり	650円																																																																																																																
一般営業用	一世帯当たり2,700円	換算処理人員1人当たり																																																																																																																	
業務用	一事業所当たり4,800円																																																																																																																		
維持管理分担金 (一使用月について)																																																																																																																			
一般用 (一世帯当たり) ・一般営業用 (一世帯当たり) ・業務用 (一事業所当たり)		2,400円																																																																																																																	
区分																																																																																																																			
使用料月額		適用																																																																																																																	
均等割		人員割	範囲																																																																																																																
一般用	1世帯当り2,000円	世帯員1人当り600円	住宅																																																																																																																
一般営業用	1世帯当り2,000円	世帯員及び人槽算定1人当り600円	一般用と業務用とに区分し難い建築物等																																																																																																																
業務用	1事業所等当り2,000円	人槽算定1人当り600円	事業所、事務所、店舗、共同住宅等																																																																																																																

佐屋町			立田村			八開村			佐織町			
(3) 佐屋中央クリーンセンター使用料金算定表			西鶉戸地区排水施設									
使用料金1カ月につき			利用料(一使用月について)									
区分	基本料	超過料金	区分	基本料	人員割料							
水道水の場合	1,500円 (10m ³ まで)	10m ³ を超え50m ³ まで 1m ³ 当たり150円 50m ³ を超え100m ³ まで 1m ³ 当たり180円 100m ³ を超え300m ³ まで 1m ³ 当たり210円 300m ³ を超えるもの 1m ³ 当たり250円	一般用	一世帯当たり 2,000円	世帯員1人当たり	550円						
			一般営業用	一世帯当たり 2,000円	換算処理人員1人当たり							
			業務用	一事業所当たり 4,000円								
井戸水100%の場合	1,500円 (1人を含む)	2人目から1人当たり @ 1,000円	維持管理分担金(一使用月について)									
			一般用(一世帯当たり)・一般営業用(一世帯当たり)・業務用(一事業所当たり)			2,000円						
			小茂井地区排水施設									
			利用料(一使用月について)									
			区分	基本料	人員割料							
			一般用	一世帯当たり 2,000円	世帯員1人当たり	650円						
			一般営業用	一世帯当たり 2,000円	換算処理人員1人当たり							
			業務用	一事業所当たり 4,000円								
			維持管理分担金(一使用月について)									
			一般用(一世帯当たり)・一般営業用(一世帯当たり)・業務用(一事業所当たり)			2,000円						

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2																																														
調整の方針																																																	
項目	現 行			具体的な調整内容																																													
	佐 屋 町	立 田 村	八 開 村																																														
施設維持管理補助金	<p>佐屋町農業集落排水処理施設等の維持管理業務に関する取扱要領</p> <p>第三 維持管理費に対する支援</p> <p>佐屋町は管理組合に対して、供用開始後三か年度において維持管理費の一部を次のとおり支援する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>維持管理対象経費</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>供用開始年度1年目</td> <td>供用開始時の現況人口×単価×12か月</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>"</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>"</td> <td>7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>但し、各単年度において不足額が生じた場合は補填する。</p> <p>又、当初設定した単価が著しく実績と相違した場合は、別途管理組合と協議する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">維持管理費支援項目</th> </tr> <tr> <th style="width: 33%;">汚水処理施設</th> <th style="width: 33%;">管 路 施 設</th> <th style="width: 33%;">真空ステーション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動力費（電気料金）</td> <td>管路清掃費</td> <td>動力費（電気料金）</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>公共樹清掃費</td> <td>水道料金</td> </tr> <tr> <td>技術点検費</td> <td>消耗品雑費</td> <td>技術点検費</td> </tr> <tr> <td>薬品費</td> <td>技術点検費</td> <td>消耗品雑費</td> </tr> <tr> <td>汚泥処分費</td> <td>諸経費</td> <td>諸経費</td> </tr> <tr> <td>水質検査費</td> <td>消費税</td> <td>消費税</td> </tr> <tr> <td>消耗品雑費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸経費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	期 間	維持管理対象経費	補助率	供用開始年度1年目	供用開始時の現況人口×単価×12か月	30%	2年目	"	15%	3年目	"	7.5%	維持管理費支援項目			汚水処理施設	管 路 施 設	真空ステーション	動力費（電気料金）	管路清掃費	動力費（電気料金）	水道料金	公共樹清掃費	水道料金	技術点検費	消耗品雑費	技術点検費	薬品費	技術点検費	消耗品雑費	汚泥処分費	諸経費	諸経費	水質検査費	消費税	消費税	消耗品雑費			諸経費			消費税			<p>立田村農業集落排水施設管理組合補助金交付要綱</p> <p>（補助金等）</p> <p>第2条 補助金の額は、当該地区排水施設の維持管理にかかわる供用開始日から1年間の収支不足額とする。</p> <p>2 前項の補助金交付期間は、当該地区の供用開始後二年目までとする。</p> <p>3 補助金の過不足が生じた場合は、翌年度精算することができる</p>	<p>村管理のため維持管理費不足分については、一般会計からの繰入</p>	<p>協定書（東八幡・西八幡・諸桑）</p> <p>（維持管理）</p> <p>維持管理費は地元負担とし、町は予算の範囲内において10%程度補助するものとする。（但し、この問題については、将来流域下水道が具体化した時点、或いは他の団地の浄化槽が整備された時点で再度協議するものとする。）</p>
期 間	維持管理対象経費	補助率																																															
供用開始年度1年目	供用開始時の現況人口×単価×12か月	30%																																															
2年目	"	15%																																															
3年目	"	7.5%																																															
維持管理費支援項目																																																	
汚水処理施設	管 路 施 設	真空ステーション																																															
動力費（電気料金）	管路清掃費	動力費（電気料金）																																															
水道料金	公共樹清掃費	水道料金																																															
技術点検費	消耗品雑費	技術点検費																																															
薬品費	技術点検費	消耗品雑費																																															
汚泥処分費	諸経費	諸経費																																															
水質検査費	消費税	消費税																																															
消耗品雑費																																																	
諸経費																																																	
消費税																																																	

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い			協議細目	22 上下水道事業 その2
調整の方針					
佐屋町	立田村	八開村	佐織町	具体的な調整内容	
<p>佐屋町農業集落排水処理施設事業等下水道事業受益者分担金に関する条例 (受益者) 第3条 この条例において「受益者」とは、佐屋町が行う事業の区域で、町長が指定する区域内にある世帯に居住し、又は居住しようとする建築物、及び事業所その他の建築物(以下「世帯等」という。)の所有者をいう。</p> <p>(分担金の額) 第4条 分担金の額は、事業に要する費用(用地費及び水道工事費を除く。以下「事業費」という。)にそれぞれ百分の四の割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(受益者の分担金の額) 第5条 受益者が分担する分担金の額は、前条に定める額を世帯等ごとの口数の合計を乗じて得た額とする。 2 前項の世帯等ごとの口数は、別表に掲げる対象建築物のし尿浄化槽処理対象人員による区分に応じた口数とする。</p>	<p>立田村農業集落排水事業分担金の徴収に関する条例 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行区域内にある建築物(以下「建築物」という。)に関し、次の各号のいずれかに該当する者で、村が設置する汚水ます(以下「公共汚水ます」という。)を使用することにより利益を受けようとする者をいう。</p> <p>(分担金の徴収) 第3条 事業に要する費用に充てるため、前条第2項の規定により申告した受益者(以下「申告受益者」という。)から分担金を徴収する。 2 村長は、前条第2項の申告期限後遅滞なく、分担金を賦課する申告受益者を定める。</p> <p>(分担金の額) 第4条 分担金の額は、一の公共汚水ますについて十五万円とする。</p>	<p>八開村農業集落排水事業分担金に関する条例 (受益者) 第2条 この条例において「受益者」とは、村長が指定する事業の施工区域内にある建築物(以下「建築物」という。)に関し、次の各号のいずれかに該当する者で、村が設置する汚水ます(以下「公共汚水ます」という。)を使用することにより利益を受けようとする者をいう。</p> <p>(分担金の徴収) 第3条 事業に要する費用に充てるため、前条第2項の規定により申告をした受益者(以下「申告受益者」という。)から分担金を徴収する。 2 村長は、前条第2項の申告期限後遅滞なく、分担金を徴収する申告書を定め、その旨を公告しなければならない。</p> <p>(分担金の額) 第4条 分担金の額は、事業に要する費用に百分の三を乗じて得た金額を申告受益者総数で除して得た金額とする。</p>	<p>佐織町コミュニティ・プラント整備事業負担規則 (地元負担金の額) 第2条 地元負担金の額は、事業に要した費用(用地取得費は除く。)に10パーセントの割合を乗じて得た額とする。</p>		

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2						
調整の方針									
佐屋町	立田村	八開村	佐織町						
具体的な調整内容									
<p>佐屋町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例 (加入分担金)</p> <p>第17条 排水施設の供用開始後において、新たに使用者となる場合は、分担金を納めなければならない。</p> <p>佐屋中央クリーンセンター管理組規約第7条第2項</p> <p>1. 加入分担金は、金30万円とする。但し、この金額は平成16年3月31日までとし、以後の金額については、役員会において協議決定する。</p> <p>2. 公共枿と既設本管との接続工事費は、加入者本人の負担とする。</p> <p>西保クリーンセンター管理組規約第7条第4項</p> <p>1. 入会金については、対象建築物のし尿浄化槽処理対象人員による区分に応じた金額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 70%;">対象建築物のし尿浄化槽処理対象人員による区分</td> <td style="width: 30%;">新規加入金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10人まで</td> <td style="text-align: center;">25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10人を超え10人を増すごとに</td> <td style="text-align: center;">10万円加算</td> </tr> </table> <p>2. 公共枿と本管との接続工事費は加入者本人の負担とする。</p> <p>本部田・東條クリーンセンター管理組規約第7条第4項</p> <p>1. 入会金、金30万円とする。但し、この金額は平成17年3月31日までとし、以後の金額については、役員会において協議決定する。</p> <p>2. 公共枿と本管との接続工事費は加入者本人の負担とする。</p>	対象建築物のし尿浄化槽処理対象人員による区分	新規加入金	10人まで	25万円	10人を超え10人を増すごとに	10万円加算	<p>立田村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (中途加入分担金等)</p> <p>第15条 排水施設の供用開始後において、当該施設を新たに使用しようとする者(立田村農業集落排水事業分担金の徴収に関する条例(平成4年立田村条例第17号。以下「条例」という。)第2条に規定する者を除く。)は、あらかじめその旨を村長に申請し、その承認を受けるとともに、中途加入分担金を納めなければならない。</p> <p>2 前項に規定する中途加入分担金の額は、条例第4条に規定する分担金の額に、中途加入により必要となる排水施設の工事費等を合算した額とする。</p> <p>3 中途加入により新たに使用者となった者は、加入した日より、排水施設を使用する義務を有し、同時にその日より二年以内に排水設備を設置しなければならない。</p> <p>第4条の額 = 15万円</p>	<p>八開村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例 (加入分担金)</p> <p>第16条 施設の供用開始後において、新規加入者となる場合にあっては、加入分担金として30万円を八開村に納付しなければならない。</p>	<p>東八幡町内会規則 (東八幡浄化センターの管理に関する規則) (新規会員の加入)</p> <p>第7条 当該浄化センターに新規会員とし加入の申込みがあるときは、プラント設備能力の範囲内において、管理責任者が加入を許可するものとする。</p> <p>2 新規に加入しようとする者は、40万円を加入金として、浄化センターへ納入しなければならない。</p> <p>西八幡団地自治会規約 (西八幡団地浄化センター管理組規約)</p> <p>2 新規加入者は、加入金として40万円を管理組合へ納入しなければならない。</p> <p>諸桑団地自治会規約 (諸桑団地浄化センターの管理に関する規則)</p> <p>2 新規に加入しようとする者は、60万円を加入金として、納入しなければならない。</p>
対象建築物のし尿浄化槽処理対象人員による区分	新規加入金								
10人まで	25万円								
10人を超え10人を増すごとに	10万円加算								

海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2
調整の方針			
宅内配管整備資金融資	佐屋町	立田村	具体的な調整内容
	佐屋町農業集落排水事業等宅内配管整備資金 融資あっせん規則		立田村農業集落排水事業等宅内配管整備資金 融資あっせん規則
	{ 対象事業 }	1. 農業集落排水事業 2. コミュニティ・プラント事業	1. 農業集落排水事業
	{ 融資要件 }	1. 町内に引き続き1年以上住所を有すること 2. 集排等宅内配管整備資金の融資を現に受けていないこと 3. 町税を完納していること 4. 集排等宅内配管整備資金を受けた者の保証人となっていないこと 5. 元利金の償還が確実であること 6. 居住区域の供用開始公告日より3年以内に工事着手するもの	1. 村内に引き続き1年以上住所を有している者であること 2. 集排等宅内配管整備資金の融資を過去に受けていない者であること 3. 申込み時において、村税の滞納額がない者であること 4. 集排等宅内配管整備資金を受けた者の保証人となっていない者であること 5. 償還が確実と見込まれる者であること 6. 居住区域の供用開始公告日より2年以内に工事着手すると見込まれる者であること
{ 融資額等 }	1. 融資額 70万円以内 2. 融資期間 5年以内 3. 融資利率 2.73%/年以内 4. 融資金の償還は、融資した日の属する月の翌月から毎月払の元利均等の方法による	1. 融資額 100万円以内 2. 融資期間 5年以内 3. 融資利率 5.0%/年以内 4. 融資金の償還は、融資した日の属する月の翌月から毎月払の元利均等の方法による	

海部西部 4 町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い	協議細目	22 上下水道事業 その2																																																	
調整の方針																																																				
佐屋町	立田村	八開村	佐織町																																																	
<p>佐屋町合併処理浄化槽等設置整備事業補助金交付要綱 (補助対象者)</p> <p>第3条 補助の対象者は、町内全域(農業集落排水事業地区、コミュニティ・プラント事業地区及び公共下水道事業認可区域は除く。ただし、町長が必要と認めた場合は、この限りではない。)</p> <p>において合併処理浄化槽等(合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽。以下同じ。)を設置しようとする者。</p> <p>補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">【第1欄】 人槽区分</th> <th style="width: 50%;">【第2欄】 補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>9人槽</td><td></td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519,000円</td></tr> </tbody> </table>	【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額	5人槽	354,000円	6人槽	411,000円	7人槽	411,000円	8人槽	519,000円	9人槽		10人槽	519,000円	<p>該当なし</p>	<p>八開村合併処理浄化槽等設置整備事業補助金交付要綱 (補助対象者)</p> <p>第3条 補助の対象者は、八開村全域のうち八開村全域のうち八開村農業集落排水事業分担金に関する条例(平成4年八開村条例第3号)第3条第2項に規定する申告受益者の公告がなされた事業施工区域内において合併処理浄化槽等(合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽。以下同じ。)を設置しようとする者とする。</p> <p>者</p> <p>補助金額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">【第1欄】 人槽区分</th> <th style="width: 50%;">【第2欄】 補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>354,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>411,000円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>519,000円</td></tr> <tr><td>11~20人槽</td><td>981,000円</td></tr> <tr><td>21~30人槽</td><td>1,668,000円</td></tr> <tr><td>31~50人槽</td><td>2,238,000円</td></tr> </tbody> </table>	【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額	5人槽	354,000円	6人槽	411,000円	7人槽	411,000円	8人槽	519,000円	10人槽	519,000円	11~20人槽	981,000円	21~30人槽	1,668,000円	31~50人槽	2,238,000円	<p>佐織町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (補助金の交付)</p> <p>第3条 町長は、佐織町地域内において合併処理浄化槽(合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽。以下同じ。)を設置しようとする者に対して補助金を交付する。</p> <p>(1) 下水道認可(予定)区域外</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">【第1欄】 人槽区分</th> <th style="width: 50%;">【第2欄】 補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>246,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>285,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>363,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 下水道認可(予定)区域内</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">【第1欄】 人槽区分</th> <th style="width: 50%;">【第2欄】 補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5人槽</td><td>82,000円</td></tr> <tr><td>6~7人槽</td><td>95,000円</td></tr> <tr><td>8~10人槽</td><td>121,000円</td></tr> </tbody> </table>	【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額	5人槽	246,000円	6~7人槽	285,000円	8~10人槽	363,000円	【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額	5人槽	82,000円	6~7人槽	95,000円	8~10人槽	121,000円	<p style="text-align: center;">具体的な調整内容</p>
【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額																																																			
5人槽	354,000円																																																			
6人槽	411,000円																																																			
7人槽	411,000円																																																			
8人槽	519,000円																																																			
9人槽																																																				
10人槽	519,000円																																																			
【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額																																																			
5人槽	354,000円																																																			
6人槽	411,000円																																																			
7人槽	411,000円																																																			
8人槽	519,000円																																																			
10人槽	519,000円																																																			
11~20人槽	981,000円																																																			
21~30人槽	1,668,000円																																																			
31~50人槽	2,238,000円																																																			
【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額																																																			
5人槽	246,000円																																																			
6~7人槽	285,000円																																																			
8~10人槽	363,000円																																																			
【第1欄】 人槽区分	【第2欄】 補助限度額																																																			
5人槽	82,000円																																																			
6~7人槽	95,000円																																																			
8~10人槽	121,000円																																																			